

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

入札説明書

平成30年1月

四街道市

目次

用語の定義	1
第1章 入札説明書の位置付け	3
第2章 事業の概要	4
1. 事業名	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 事業目的	4
5. 本事業対象施設の概要	4
6. 事業方式	5
7. 事業期間	5
8. 事業期間終了後の措置	5
9. 事業の対象となる業務範囲	5
10. 事業者の収入	6
11. 事業者の募集及び選定の手順(予定)	6
12. 関係法令等の遵守	7
第3章 入札者の参加に関する要件等	8
1. 入札参加者の条件	8
2. 運営事業者の設立に関する要件	11
第4章 応募者の審査及び落札者の選定	12
1. 審査の機関	12
2. 落札者の決定方法	12
第5章 入札手続等	14
1. 入札手続き	14
2. 入札に関する担当部署等	19
3. 契約手続き	19
第6章 提出書類及び作成要領	21
1. 一般的事項	21
2. 入札参加資格審査申請書類	21
3. 入札辞退時届	21
4. 事業提案書類	21
第7章 本事業に関する提示条件等	27
1. 事業者の収入	27
2. 本市が適用を予定している交付金について	27
3. 保険	27
4. 想定されるリスクの分担	27
5. 業務の委託等	27
6. 地元への配慮	28
7. 事業の継続が困難となった場合の措置	28
8. 本市による本事業の実施状況の監視	28

- 入札説明書添付資料-1 事業実施場所
- 入札説明書添付資料-2 事業実施区域
- 入札説明書添付資料-3 事業スキーム（例）
- 入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表
- 入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について
- 入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について
- 入札説明書添付資料-7 リスク分担

用語の定義

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業の入札説明書では、次のように用語を定義する。

No.	用語	定義
1	本市	四街道市をいう。
2	本事業	(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業をいう。
3	本施設	本事業において設計・建設され、運営される四街道市次期ごみ処理施設をいい、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟、ストックヤード棟のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。
4	エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、粗大ごみ(可燃性のもの)、マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残さ、民間委託処理において発生する可燃残さ、及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、焼却時の排熱を回収して有効利用する施設をいう。
5	マテリアルリサイクル推進施設	本施設を構成する施設のうち、粗大ごみ(不燃性のもの)、プラスチック・ビニール類、有害ごみ、資源物(廃食油、ペットボトル)を処理対象物として破砕、選別、圧縮・梱包、保管等の処理を行う施設をいう。
6	ストーカ式焼却方式	エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる装置をいう。ここにいう火格子は、揺動式、階段式、逆動式及び回転式に限る。
7	工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設の工場棟及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟を総称していう。
8	プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備(機械設備、電気設備及び計装設備を含む。)を総称していう。
9	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
10	大規模改修	施設全体を対象に経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を回復させるために設備や機器の更新等を実施することをいう。
11	DBO方式	Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
12	事業者	本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう
13	建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
14	建設JV	事業者が提案により、本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が代表となる共同企業体(自主結成)とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
15	運営事業者	本施設の運営業務を担当する特別目的会社をいう。
16	特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社(SPC)をいう。
17	応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。

No.	用語	定義
18	構成員	設計・建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
19	応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
20	協力企業	設計・建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
21	代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
22	落札者	本市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者をいう。
23	事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
24	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
25	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準等の書類をいう
26	基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と落札者の間で締結される協定をいう
27	基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
28	設計・建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
29	運営業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
30	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
31	運営業務	本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。
32	要求水準書設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
33	要求水準書運営業務編	本事業における運営業務に係る要求水準書をいう。
34	要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書 運営業務編を総称していう。
35	P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

四街道市（以下「本市」という。）は、（仮称）次期ごみ処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、平成29年10月16日に「四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、本入札説明書による。

また、以下の別添資料1から7に示す資料は、本入札説明書と一体であり、総称して「入札説明書等」という。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

- ・別添資料1 要求水準書（設計・建設業務編）
- ・別添資料2 要求水準書（運営業務編）
- ・別添資料3 落札者決定基準
- ・別添資料4 基本協定書（案）
- ・別添資料5 基本契約書（案）
- ・別添資料6 設計・建設工事請負契約書（案）
- ・別添資料7 運営業務委託契約書（案）

第2章 事業の概要

1. 事業名

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 四街道市次期ごみ処理施設

種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

四街道市長 佐渡 斉

4. 事業目的

本市は、平成4年度に「四街道市クリーンセンター」(以下「既存施設」という。)を稼動し、これまで機能維持を図りながら、安定的・持続的なごみ処理を継続してきた。しかし、既存施設の老朽化やさまざまな財政負担を考慮し、次期ごみ処理施設(以下「本施設」という。)の整備を行うものである。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労働環境を確保できるものとする。

5. 本事業対象施設の概要

本施設の概要を表1に示す。また、建設予定地及び事業実施区域は、「入札説明書添付資料1-建設予定地」及び「入札説明書添付資料2-事業実施区域」に示すとおりである。

表1 本施設の概要

建設予定地：千葉県四街道市吉岡 677 番 1 他	
事業実施区域面積：敷地面積約 5.45 ha のうち、附帯施設用地及び将来計画の道路を除いた用地	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	1) 処理方式：全連続燃焼ストーカ式 (ストーカ式焼却方式) 2) 施設規模：80 t/日 (40 t/日×2 炉 1 日当たり 24 時間) 3) 処理対象物 可燃ごみ、粗大ごみ(可燃性のもの)、可燃残さ(マテリアルリサイクル推進施設及び民間委託処理において発生する残渣のうち可燃性のもの)、災害廃棄物(緊急時) 4) 発電設備：設置あり
マテリアルリサイクル推進施設	1) 構成施設：粗大ごみ処理施設、プラスチック処理施設、ストックヤード 2) 処理方式：破碎、選別、圧縮・梱包、保管等 3) 施設規模 ア 粗大ごみ処理施設 : 3.9 t/日 (1 日当たり 5 時間) イ プラスチック処理施設 : 8.1 t/日 (1 日当たり 5 時間) ウ スtockヤード : 約 110 m ³ 4) 処理対象物 粗大ごみ(不燃性のもの)、プラスチック・ビニール類、有害ごみ(電池類、蛍光灯類、温度計類)、廃食油、ペットボトル
関連施設	管理棟、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、構内排水設備、植栽、門扉等

6. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ（以下「落札者」という。）は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[S P C]（運営事業者）を設立し、20年間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。

本事業における事業スキームの例を「入札説明書添付資料-3 事業スキーム（例）」に示す。

7. 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設期間

事業契約締結日の翌日から平成33年9月30日まで

2) 運営業務期間

平成33年10月1日から平成53年9月30日まで（20年間）

8. 事業期間終了後の措置

廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）により、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進している。本施設では、「ストックマネジメント」の考え方にに基づき、供用開始後約35年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つとともに、明け渡し後、5年間は大規模改修を要しないように本市に引き継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、平成48年度（運営開始後15年目）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

9. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「入札説明書添付資料-4 業務分担表」及び「別添資料1 要求水準書（設計・建設業務編）」、「別添資料2 要求水準書（運営業務編）」に示すとおりとする。

1) 事業者が行う業務

(1) 本施設の設計に関する業務

ア 本施設の設計

イ 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

ウ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び循環型社会形成推進交付金（この2つを合わせて、以下「交付金」という。）申請支援

エ 本市が行うその他許認可申請支援

(2) 本施設の建設に関する業務

ア 本施設の建設

イ 建設工事に係る許認可申請等

(3) 本施設の運営に関する業務

ア 受付業務

イ 運転管理業務

ウ 維持管理業務

エ 情報管理業務

オ 環境管理業務

- カ 防災管理業務
- キ 保安・清掃業務
- ク 周辺住民等対応業務
- ケ その他これらに付帯関連する業務

2) 本市が行う業務

(1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ア 用地の確保
- イ 地元住民対応
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 本施設の設計・建設モニタリング
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 本施設の運営に関する業務

- ア 住民対応
- イ 運営モニタリング
- ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
- エ 残渣運搬・最終処分業務（焼却飛灰の安定化処理、残渣の貯留及び引渡しまでは事業者の業務範囲）
- オ その他これらを実施する上で必要な業務

10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。

2) 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

11. 事業者の募集及び選定の手順(予定)

本事業における事業者の募集及び選定手順は、表2のとおりを予定している。

表2 事業者の募集及び選定スケジュール

日 程	内 容
平成 30年 1月 19日 (金)	① 入札公告及び入札説明書等の公表・交付
平成 30年 1月 25日 (木)	② 現場説明会受付期限
平成 30年 2月 上旬	③ 現場説明会の実施予定
平成 30年 2月 9日 (金)	④ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 【入札参加資格に関する質問】
平成 30年 2月 16日 (金)	⑤ 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
平成 30年 2月 23日 (金)	⑥ 入札参加資格審査書類受付期限
平成 30年 2月 27日 (火)	⑦ 入札参加資格審査結果の通知・応募者番号の交付
平成 30年 3月 2日 (金)	⑧ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】
平成 30年 3月 12日 (月)	⑨ 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
平成 30年 3月 16日 (金)	⑩ 対面的対話の事業概要書及び確認事項の受付期限
平成 30年 3月 22日 (木)	⑪ 対面的対話の実施予定
平成 30年 3月 30日 (金)	⑫ 対面的対話の確認事項に対する回答の公表
平成 30年 6月 11日 (月)	⑬ 事業提案書の受付期限
平成 30年 6月 29日 (金)	⑭ 基礎審査結果通知
平成 30年 7月 25日 (水)	⑮ 落札者の決定の通知・公表
平成 30年 7月 下旬	⑯ 基本協定締結
平成 30年 8月 上旬	⑰ 基本契約締結
平成 30年 8月 中旬	⑱ 仮契約の締結
平成 30年 9月 下旬	⑲ 契約議案の本市議会議決
平成 30年 9月 下旬	⑳ 事業契約の締結

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

12. 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 入札者の参加に関する要件等

1. 入札参加者の条件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- ② 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、運營業務者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運營業務者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- ③ 応募者の構成員の中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ その他上記⑥のア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 本市の入札参加者名簿（平成28・29年度）に登録されていない者
- ウ 本市の指名停止措置を受けている者

- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- サ 本市の暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者
- シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- ス 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
・整備運営事業発注支援業務受託者であるエックス都市研究所・環境技研コンサルタント共同提案体
- セ 本市が設置する四街道市次期ごみ処理施設整備事業審査委員会（以下「事業審査委員会」という。）の委員が所属する企業
- ソ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する事業審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

② 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下のアからウの各項目の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項目の要件を満たす者は、当該複数の項目の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 本市の入札参加者名簿（平成28・29年度）の清掃施設工事の登載者であること。
- (エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をDBO方式により元請で受注した施設の竣工実績を1件以上有すること。
 - a) 発電設備を有し施設規模が80 t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る。）
- (オ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事

に専任で配置できること。

イ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、少なくとも1社は(ア)及び(イ)又は(ウ)を満たす企業であること。

(ア) 本市の入札参加者名簿（平成28・29年度）の建築一式工書の登載者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,100点以上であること。

(ウ) 千葉県における建築一式工事格付Aランク以上を有すること。

ウ 運営事業者から本施設の運営業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営業務を受託する企業は、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の要件を全て満たすこととする。

(ア) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をDBO方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を1件以上有すること。

a) 発電設備を有し施設規模が80 t/日以上かつ炉構成が2炉以上

b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る。）

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」に限る。）で施設規模が80 t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

③ 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。

イ 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3) 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、建設JVを結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

(1) 建設JVの結成方法は、自主結成とする。

(2) 建設JVの形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。

(3) 建設JVの代表者（以下「代表者」という。）は、本施設のプラントの設計・建設を担当する者でなければならない。

(4) 本市と契約を締結した建設JVの有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日

までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

- (5) 本市が入札参加資格審査申請書類受付後、他の応募者の建設 J V を構成する企業と資本関係又は人的関係が認められた場合は、入札参加資格審査申請書類の受付の早い応募者の建設 J V の構成は認めることとし、他の応募者は建設 J V の構成企業の変更を行うものとする。

2. 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、落札者として決定後、速やかに S P C を設立すること。
なお、基本契約は本市と落札者及び S P C との間で締結し、運營業務委託契約は、S P C と締結する。
- (2) S P C は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、S P C の本店所在地については、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- (3) S P C への出資は落札者の構成員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は 50% を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50% を超えるものとする。なお、代表企業とは、第 3 章 1. 入札参加者の条件 1) 応募者の構成等の③に示す企業をいう。
- (4) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

第4章 応募者の審査及び落札者の選定

1. 審査の機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した審査機関において審査する。

なお、構成員又は協力企業が、落札者決定前までに、審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

また、委員の変更等が生じた場合は、適宜本市ホームページに公表する。

四街道市次期ごみ処理施設整備事業審査委員会

委員名		所属
学識経験者	矢澤 裕	成田国際空港株式会社
	町田 基	千葉大学教授
	志村 利夫	(公財) 廃棄物・3R研究財団
	林田 耕作	(公社) 全国都市清掃会議
市職員	武富 裕次	副市長
	藤森 勝義	経営企画部長
市長が適当と認める者	岡田 正思	吉岡区

2. 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う。

なお、落札者の選定に当たっては、本市が設置する審査機関において「別添資料3 落札者決定基準」に基づき評価・審査し、その結果を受けて、本市が落札者を決定する。

1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

(1) 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(2) 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する要件を満たした応募者を対象として、非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

(3) 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「別添資料3 落札者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。

なお、本事業の予定価格（設計・建設費及び運営委託費の総額）は以下のとおりであり、予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。

予定価格

予定価格	23,480,712,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
入札（見積）書比較価格	21,741,400,000円（予定価格の108分の100の額）

(4) 総合評価及び落札者の選定

本市が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から「別添資料3 落札者決定基準」に定める総合評価方式により優秀提案を選定する。その結果に基づき本市が落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

第5章 入札手続等

1. 入札手続き

1) 入札公告（入札説明書等の公表）

本市は、平成30年1月19日に入札公告を行い、「入札説明書」、「要求水準書（設計・建設業務編及び運營業務編）」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」を公表する。

2) 現場説明会の受付

現場説明会への出席を希望する者は、以下のとおり申し込むこととする。現場説明会は、平成30年2月上旬を予定している。なお、本市が指定した現場説明会の日時は、特段の事情と本市が判断する場合を除き変更できないものとする。

ア 現場説明会の申込について

本入札説明書等公表日から平成30年1月25日（木）17:00までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する現場説明会申込書（様式1）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ウ 送信先

送信先は、以下に示すとおりである。

（送信先）

・四街道市役所 環境経済部 廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室

・電子メールアドレス：yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp

エ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－現場説明会出席申請」とすること。

オ 到達の確認方法

本市が現場説明会を申請した者に返信する。

カ 開催日時の通知

現場説明会開催日時は、本市より様式1に記載された連絡先に電子メールで通知する。電子メール受信者は、本市の送信先へ平成30年1月29日（月）17:00までに返信メールを入れること。

3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

(1) 提出期間

ア 第1回入札説明書等に関する質問について

本入札説明書等公表日から平成30年2月9日（金）17:00までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式2-1）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ウ 送信先

送信先は、「2）現場説明会の受付 ウ 送信先」と同じ。

エ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格）」とすること。

オ 到達の確認方法

本市が質問、意見書を提出した者に返信する。

カ 回答の公表

平成30年 2月16日（金）17:00までにホームページにて公表する。

4）入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類（様式3-1～3-7）を提出すること。

(1) 対象

入札参加希望者

(2) 提出期間

本入札説明書等公表日から平成30年 2月23日（金） 17:00までとする。

(3) 提出方法及び提出先

応募者の代表企業が担当部署へ持参により提出する。提出先は、「2. 入札に関する担当部署等」に示すとおりである。

なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

(4) 提出書類

提出書類は、「第6章 提出書類及び作成要領」による。

(5) 結果通知

資格審査結果は、平成30年 2月27日（火）に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者名を交付する。

(6) 審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

イ 資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9:00～17:00まで（ただし、12:00から13:00まで及び期間中の休日を除く。）とする。

ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(7) その他

ア 提出期限に遅れた入札参加資格審査書類は受け付けない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、受け付ける場合がある。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

5）第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

(1) 提出期間

平成30年 3月 2日（金） 17:00までとする。

(2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第2回 入札説明書等に関する質問書（様式2-2）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現場説明会の受付 ウ 送信先」に示すとおり。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－第2回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外）」とすること。

(3) 到達の確認方法

本市が質問、意見書を提出した者に返信する。

(4) 回答の公表

平成30年 3月12日（月）17:00までに、資格審査通過者にメールにて送付し、後日ホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くおそれのあると本市が判断した質問については回答しない。

また、入札参加者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申出された質問については、質問した入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

6) 対面的対話

本事業の目的、要求水準事項の基本的考え方等を踏まえ、応募者が考える施設整備の概要（全体配置平面図、車両動線図、処理フロー、各階機器配置平面図）を確認することを目的とし対面的対話を以下のとおり実施する。

(1) 提出期限

施設整備の概要及び確認事項の提出期限

平成30年 3月16日（金） 17:00までとする。

(2) 提出資料

対面的対話の実施に当り本事業へ提案される概要、本市への確認事項を示した確認書（様式4）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現場説明会の受付 ウ 送信先」に示すとおり。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－対面的対話確認事項等」とすること。

(3) 到達の確認方法

本市が施設整備の概要、確認事項を提出した者に返信する。

(4) 対面的対話の実施日

対面的対話の実施日時は、平成30年3月22日を予定している。詳細については、本市が施設整備の概要、確認事項を提出した者に通知する。

(5) 回答の公表

確認書に対する回答は、平成30年3月30日（金）17:00までに、入札参加者に対して個別に回答する。

7) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

(1) 対象

参加資格審査通過者

(2) 提出期間

平成30年6月11日（月） 17:00までとする。

(3) 提出方法

提出方法は、応募者の代表企業が「2. 入札に関する担当部署等担当部署」に示す場所へ持参により提出する。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

- (4) 提出書類
提出書類は、「第6章 提出書類及び作成要領」に規定するとおりである。
- (5) 基礎審査結果の通知
提出された事業提案書は、落札者決定基準で定めた審査方法により、基礎審査を実施する。審査結果については、事業提案書を提出した者に通知する。
- (6) ヒアリング
基礎審査合格者を対象にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。
- (7) 開札
開札場所、開札日時及び開札への立会い等については本市が別途事業提案書を提出した者に通知する。
 - ア 開札日時
平成30年7月下旬（予定）
 - イ 開札場所
本市が指定する場所
- (8) 入札結果の通知
平成30年7月下旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。
- (9) 審査結果理由の説明請求
 - ア 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
 - イ 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00まで（ただし、12：00から13：00まで及び期間中の休日を除く。）とする。
 - ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
- (10) その他
 - ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、受付ける場合がある。
 - イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

8）入札に関する留意事項

- (1) 入札説明書等の承諾
応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式3-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 費用負担
応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の取扱い
 - ア 入札説明書等の承諾
入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。
 - イ 事業提案書の変更等の禁止
事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。
 - ウ 著作権
応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において本市が、公表等を行うこ

とができるものとする。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(4) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

ア 提出期限

平成30年6月11日（月） 17:00までとする。

イ 提出方法

提出方法は、応募者が「入札辞退届（様式6）」を「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所に持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

ウ その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

(7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

カ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

キ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

(8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本市は入札参加者に通知することとする。

2. 入札に関する担当部署等

1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は以下に示すとおりである。

（提出先）

- ・ 四街道市役所 環境経済部 廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室
- ・ 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
- ・ 電話：043-388-8200 FAX：043-424-2013
- ・ 電子メール：yhaiki@city.yotsukaido.chiba.jp

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、本市のホームページにて公表する。

3. 契約手続き

1) 契約内容の協議

本市と落札者ならびに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

2) 事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者（SPC）

締結時期：平成30年8月上旬までに契約を締結する。本契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、平成30年9月下旬頃正式契約となる。

(3) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：平成30年8月中旬までに仮契約を締結する。本仮契約は平成30年9月に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

(4) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者（SPC）

締結時期：平成30年8月中旬までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、平成30年9月下旬頃正式契約となる。

3) 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

4) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

ア 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の10分の1に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付する。

(イ) 運営業務委託契約

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、年度運営費の10分の1に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、本市管理者が確実であると認める公社債券）の提供

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ウ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

ウ 契約保証金の免除

事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを本市に提出することにより契約保証金を免除することができる。なお履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を本市に寄託すること。

第6章 提出書類及び作成要領

1. 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）とする。また、原則として横書きで記述する。

2. 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- | | | |
|-------------------------|---|------------------|
| (1) 入札参加資格審査申請書 | : | 様式3-1 |
| (2) 構成員及び協力企業一覧表 | : | 様式3-2 |
| (3) 建設JVの構成 | : | 様式3-3（建設JVの場合提出） |
| (4) 委任状（代表企業） | : | 様式3-4 |
| (5) 委任状（代理人） | : | 様式3-5 |
| (6) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | : | 様式3-6 |
| (7) 参加資格に関する誓約書 | : | 様式3-7 |

3. 入札辞退時届

入札辞退時の提出書類は、次の書類を1部提出すること。

- | | | |
|-----------|---|-----|
| (1) 入札辞退届 | : | 様式5 |
|-----------|---|-----|

4. 事業提案書類

事業提案書類の提出時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		様式等	部数
事業提案書提出届等		様式6-1～6-2	各1部
提 案 書	施設計画図書 （基礎審査対象図書）	様式6-3-1～6-3-12 含む	各10部 （正本1部、副本9部）
	事業計画 （全ての審査対象図書）	様式7-1～7-14-2	
	技術提案書 （非価格要素審査対象図書）	様式8-1～8-19	
入札書（価格要素審査対象）		—	1部
提案書の電子データ（DVD等）		—	1式

(1) 事業提案書届出書等

- ア 事業提案書提出届（様式6-1）
- イ 事業提案に関する誓約書（様式6-2）

(2) 施設計画図書

施設計画図書は、任意様式としA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横

書き・左綴じとして1冊にまとめ、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び本市から通知した応募者名を記入する。

(3) 施設計画図書の必要事項

施設計画図書に必要な事項は、次に示すとおりである。

ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

イ 設計基本数値

(ア) エネルギー機回収型廃棄物処理施設

a 施設計画基本数値

(a) 物質収支（ごみ、主灰、飛灰、排ガス、蒸気、用水、薬剤、空気など）

(b) 熱収支

(c) 用役収支

- ・電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

(a) 処理能力曲線

(b) 発電設備容量及びタービン設計点

(c) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）

c 要求水準に対する設計仕様書

(イ) マテリアルリサイクル推進施設

a 施設計画基本数値

(a) 物質収支（ごみ、残さ、有価物など）

(b) 用役収支

- ・電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

(a) 処理不適物（破碎困難物）リスト

(b) 防爆及び爆発時の対策

c 要求水準に対する設計仕様書

ウ 図面

(ア) 全体配置図【A3版横】

(イ) 動線計画図【A3版横】

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3版横】

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3版横】

(オ) 主要機器組立図【A3版横】

(カ) フローシート【A3版横】

a エネルギー回収型廃棄物処理施設

(a) 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物

(b) 井水、上水道、再利用水、冷却水及び雨水

(c) 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水、下水道等）

- (d) ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
- (e) 余熱利用
- (f) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）

b マテリアルリサイクル推進施設

- (a) 対象廃棄物、有価物、残さ
- (b) 集じん
- (c) 給排水
- (d) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）

- (キ) 電気設備主回路単線系統図【A3版横】
- (ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3版横】
- (ケ) 建築仕上げ表
- (コ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (サ) パース（鳥瞰図、1枚）【A3版横】
- (シ) その他、提案する構造物等に関する図面【A3版横】

エ 工事関係

- (ア) 全体工事工程表（設計、各種手続き期間含む）【A3版横】

オ 様式

施設計画図書の様式は、次の様式6-3-1～6-3-12を提出すること。

様式番号	様式名
様式 6-3-1	主要機器の耐用年数（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 6-3-2	主要機器の耐用年数（マテリアルリサイクル推進施設）
様式 6-3-3	運営体制等
様式 6-3-4	点検・補修工事（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 6-3-5	点検・補修工事（マテリアルリサイクル推進施設）
様式 6-3-6	維持管理スケジュール（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 6-3-7	維持管理スケジュール（マテリアルリサイクル推進施設）
様式 6-3-8	燃料・薬品等使用計画（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 6-3-9	燃料・薬品等使用計画（マテリアルリサイクル推進施設）
様式 6-3-10	運転計画等（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 6-3-11	予備品・消耗品リスト（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 6-3-12	予備品・消耗品リスト（マテリアルリサイクル推進施設）

(4) 事業計画

事業計画は、次に示す様式 7-1～7-14-2 を提出すること。

ただし、様式 7-1、7-1-1～7-1-3 は、正本のみに添付すること。

様式番号	様式名
様式 7-1	事業費
様式 7-2-2	設計・建設費（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 7-2-3	設計・建設費（マテリアルリサイクル推進施設）
様式 7-3-1	運營業務委託費（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 7-3-2	運營業務委託費（マテリアルリサイクル回収推進施設）
様式 7-4	S P C 資本概要
様式 7-5	開業費（運営固定費）
様式 7-6-1	運営固定費Ⅰ（人件費）
様式 7-6-2	運営固定費Ⅰ（その他経費）
様式 7-7	運営固定費Ⅱ（運転管理経費）
様式 7-8	運営固定費Ⅲ（点検補修費）
様式 7-9	運営変動費Ⅰ（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式 7-10-1	運営固定費Ⅳ（人件費）
様式 7-10-2	運営固定費Ⅳ（その他経費）
様式 7-11	運営固定費Ⅴ（運転管理経費）
様式 7-12	運営固定費Ⅵ（点検補修費）
様式 7-13-1	運営変動費Ⅱ（粗大ごみ）
様式 7-13-2	運営変動費Ⅱ（プラスチック類）
様式 7-13-3	運営変動費Ⅱ（廃食油）
様式 7-13-4	運営変動費Ⅱ（有害ごみ）
様式 7-13-5	運営変動費Ⅱ（ペットボトル）
様式 7-14-1	事業収支表（損益計算書）
様式 7-14-2	事業収支表（キャッシュフロー計算書）

(5) 技術提案書

技術提案書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

ア 技術提案書は、様式 8-1～8-19 に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、「技術提案書」を A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/

- ～○ /○) をふり、本市から通知した応募者名を右下欄に記入する。
- イ 添付資料が必要な場合は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。また、添付資料には、各ページの下中央に通し番号（1/○～○/○）をふり、応募者名を右下欄に記入する。
 - ウ 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
 - エ ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。
 - オ 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
 - カ 本市に提出する事業提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。なお、PDFに加えて、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版とし、バージョンは2000以後とする。）も提出すること。

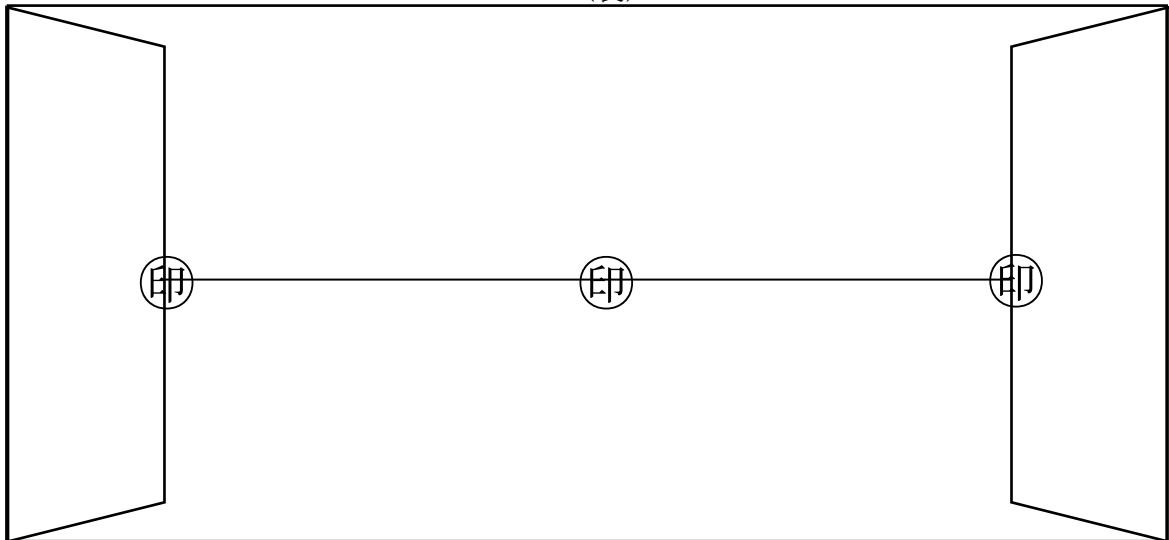
(5) 入札書

- 入札書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。
- ア 入札書は、様式9に応札額を記入の上、入札書（様式9）を封筒に入れ、封かんし、封筒の表面に、事業名、事業実施場所、応募者名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。封筒については図1を参考にすること。
 - イ 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「入札説明書添付書類-5対価の支払方法について」に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
 - ウ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
 - エ 技術提案書との整合性を確保すること。

(表)

四街道市長 佐藤 斉 様	
事 業 名	(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業
事業実施場所	千葉県四街道市吉岡 6 7 7 番 1 他
応募者名	_____
所在地	_____
商号又は名称	_____
代表者職氏名	_____ (印)
平成 年 月 日	

(裏)



- ・入札書を提出する封筒は長形3号を基本とする。
- ・印については、代表企業の印を用いること。

図1 入札書封筒の記載イメージ

第7章 本事業に関する提示条件等

1. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について」に定める。

2) 本施設の運營業務に係る対価

本市は、本施設の運營業務の対価として、運營業務委託費を運営事業者に支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について」に定める。

3) 支払の減額等

本市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

2. 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は本市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

3. 保険

- (1) 本市は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。
- (2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。
- (3) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

4. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の詳細は、「入札説明書添付資料-7 リスク分担」及び事業契約書（案）において定める。

5. 業務の委託等

事業者は業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。但し構成員又は協力企業以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は事前に本市の承諾を得るものとする。

6. 地元への配慮

雇用については、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、地元雇用に配慮すること。なお、地元とは、本市内をいう。下請人等を選定する際は、本市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）または支店、営業所を有する者の中から選定するよう努めること。

また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者が、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(3) 上記(1)及び(2)により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害（平成33年度9月までに本施設が竣工できなくなり、交付金が適用されなくなった場合には、本市への交付額の減少分を含む。）を賠償しなければならない。

2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 上記(1)により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

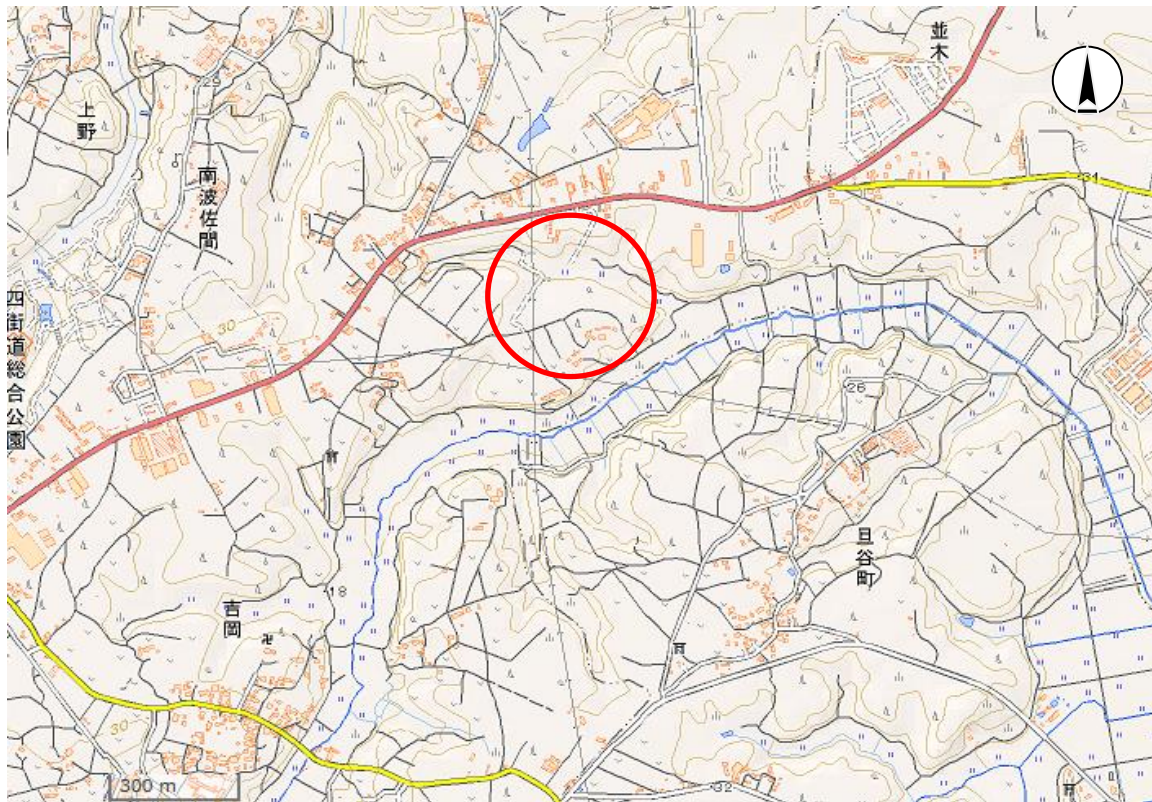
4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

8. 本市による本事業の実施状況の監視

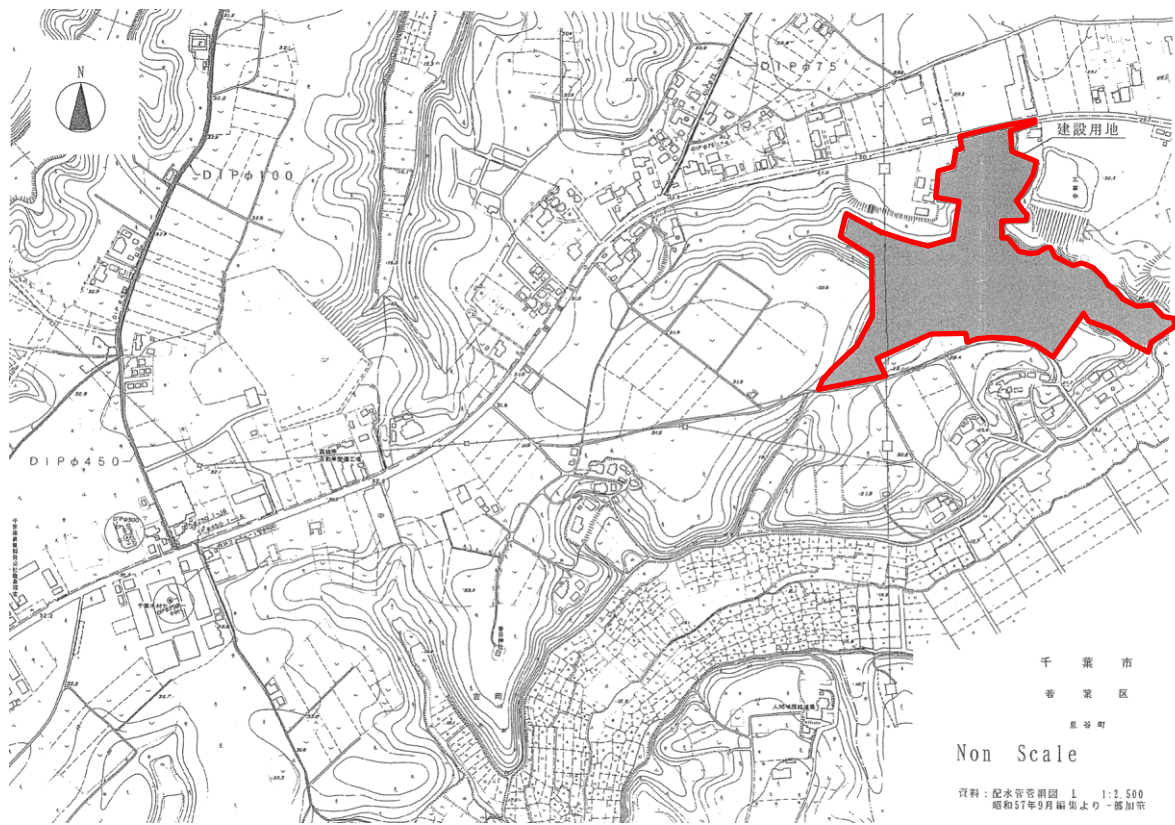
本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。詳細は、「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

入札説明書添付資料- 1 建設予定時



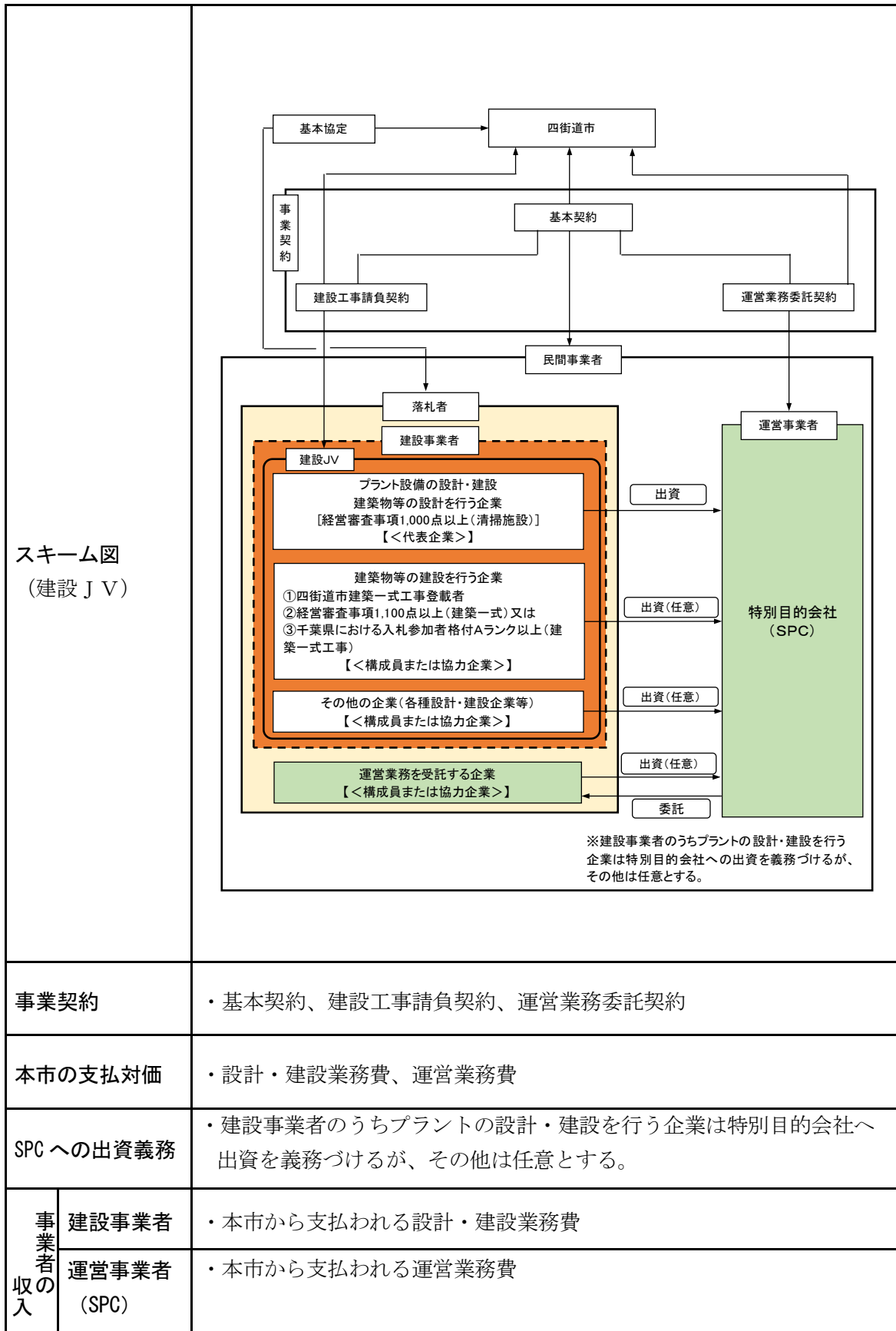
出典：電子国土基本図（国土地理院ホームページ）

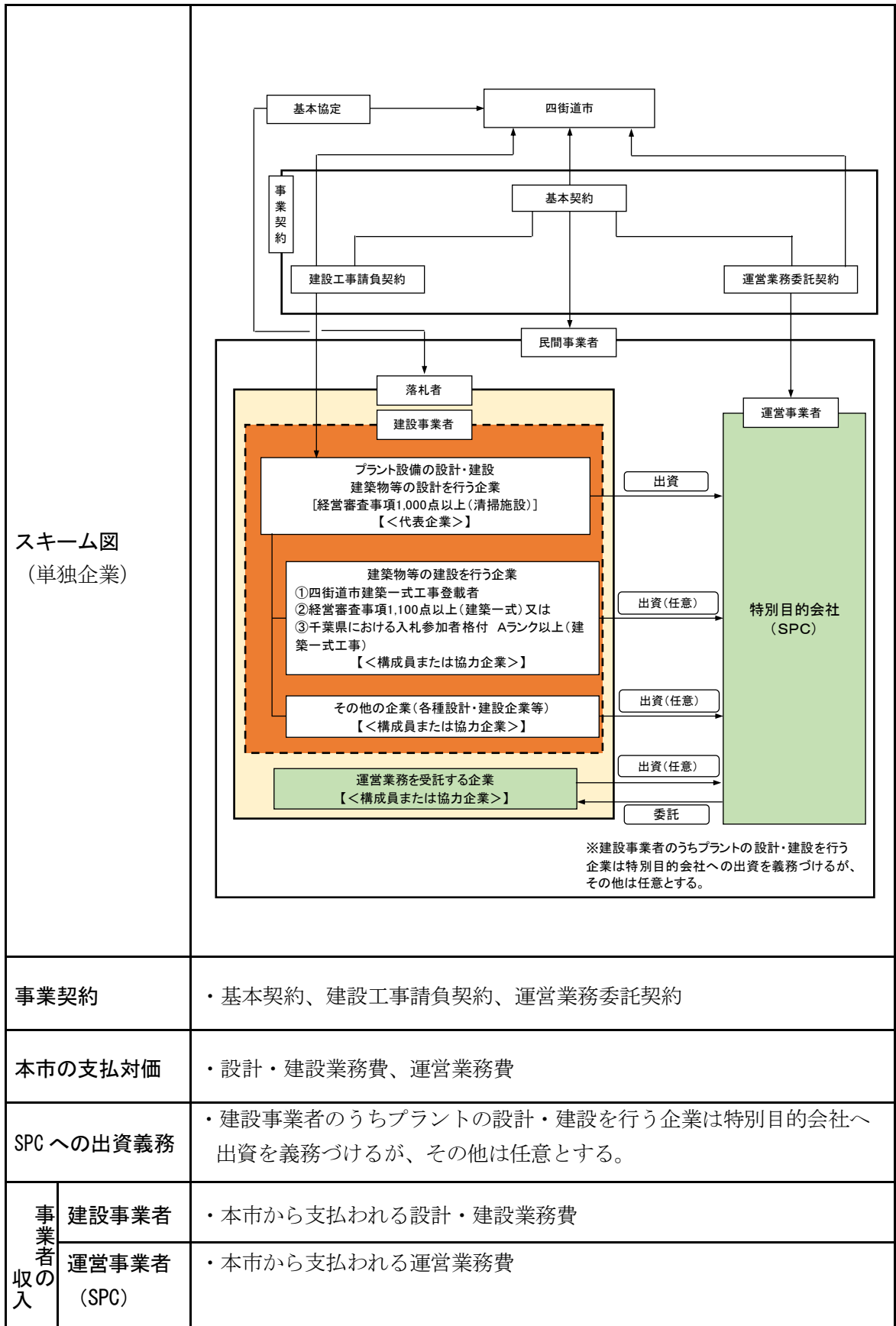
入札説明書添付資料- 2 事業実施区域



- 注記 1：敷地境界は、未確定部分がある。
注記 2：附帯施設用地及び将来計画の道路を除く。

入札説明書添付資料-3 事業スキーム (例)





入札説明書添付資料- 4 業務範囲分担表

(○:主、▲:副)

業務区分	業務内容	本市	民間事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画			
	・一般廃棄物実施計画			
	・施設への搬入計画			
用地取得	・用地の確保	○		
施設整備に係る許認可手続	・廃掃法に基づく設置届け	○	▲	副は図書類の作成を行う
	・交付金申請書	○	▲	副は図書類の作成を行う
	・開発関係	○	▲	副は図書類の作成を行う
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・施工監理	○		
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・施工監理	○		
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
受付管理	・搬入ごみの受入判定	▲	○	副は受け入れ判定を行い、主に通知する
	・料金徴収			
運転管理	・運転管理計画作成		○	
	・運転管理及び作業			
	・搬入監理(不適物混入防止の監視)	▲	○	
	・受入出物の性状管理		○	
	・搬出物の運搬	○		ただし、本施設からの引渡は民間事業者が行う。
調達	・物品・用役の調達・管理		○	
	・検査・点検・補修計画作成、実施			
	・精密機能検査実施	○	▲	副は情報提供、調査への協力、必要な書類作成を行う
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理(排ガス、粉じん等)		○	
	・作業環境管理		○	
処理副産物の処理・処分	・処理副産物の資源化(売却)	○		
	・処理副産物の処分	○		
余熱利用	・売電及びそれに係る事務手続		○	
災害対応	・災害時見学者等対応	▲	○	主は災害時における見学者(来訪者含む)、SPC職員及び本市職員へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う
	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける
	・設計図書等施設情報の管理			
	・施設清掃		○	
	・施設警備		○	
	・見学者対応	▲	○	主は見学者の説明等(見学者用DVD等の作成含む)を行い、自治体への説明は副が行う
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う

入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について

1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が事業者を支払う対価の構成は、表1に示すとおりとする。

表1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費および運營業務委託費		対象となる費用等	
設計・建設業務	『設計・建設業務費』		設計・建設業務を行う上で必要となるすべての費用とする。	
運營業務	エネルギー回収型廃棄物処理施設	運営委託費 A	『運営固定費Ⅰ』	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他費用（SPC経費等）
			『運営固定費Ⅱ』	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等
			『運営固定費Ⅲ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等
		運営委託費 B	『運営変動費Ⅰ』	【変動費用】 ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用
	マテリアルリサイクル推進施設	運営委託費 C	『運営固定費Ⅳ』	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他経費（SPC経費等）
			『運営固定費Ⅴ』	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等
			『運営固定費Ⅵ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等
		運営委託費 D	『運営変動費Ⅱ』	【変動費用】 ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用

2. 対価の算定方法

1) 設計・建設業務に係る対価

表2 設計・建設業務に係る対価

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用	算定方法
設計・建設業務	本施設の設計・建設業務費用	○ 設計・建設業務に対する対価

2) 運營業務に係る対価

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に係る業務委託費の算定方法

表3 エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に係る業務委託費の算定方法

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用	算定方法
エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託費A	運営固定費Ⅰ 【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他経費（SPC経費等）	○運営固定費Ⅰ+Ⅱ =運営固定費Ⅰ+運営固定費Ⅱ ※運営固定費Ⅰ、Ⅱは、事業者が提案した各年度の固定費 ※電気基本料金、水道基本料金、SPCの共通経費等は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の固定費に含めること
	運営固定費Ⅱ 【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	運営固定費Ⅲ 【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等	
エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託費B	【変動費用】 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・薬品費 ・その他処理量に応じて増減する費用	○運営変動費Ⅰ =各年度の計画処理量×提案単価

※1：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量（ただし、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃残渣をコンベヤによりごみ焼却施設に搬送する場合の可燃残渣搬入量は、計量機能付コンベヤにより計量したデータを用いることも可とする。）とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

※3：「各年度処理量（計画値）」は、「別添資料1 要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）」を参照すること。

(2) マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る業務委託費の算定方法

表4 マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る業務委託費の算定方法

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用		算定方法
マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託費C	運営固定費IV	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他経費	○運営固定費IV+V ＝運営固定費経費IV+運営固定費V ※運営固定費IV、Vは、事業者が提案した各年度の固定費 ※電気基本料金、水道基本料金、SPC共通経費等は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の固定費に含めること
	運営固定費V	【運転管理費用】 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	運営固定費VI	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等	
マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託費D	運営変動費II	【変動費用】 ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用	○運営変動費II ＝各年度の計画処理量×提案単価

※1：各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3：各年度処理量（計画値）は、「別添資料1 要求水準書（設計・建設業務編）」を参照すること。

3. 対価の支払い方法

1) 設計・建設業務費

本施設の設計・建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について、四街道市財務規則に則って請求できる。

詳細は設計・建設工事請負契約書（案）において定める。

2) 運營業務委託費

本施設の運營業務委託費は、平成33年10月から平成53年9月30日までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期に1回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を次の四半期の初めの月の10日までに提出し、本市は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、本市からの通知を受けた後速やかに請求書を本市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から30日以内に運營業務委託費を支払うものとする。

運営変動費については、計画処理量に基づき四半期毎に1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に係る業務委託費の支払方法

ア 支払回数

・業務委託費A（固定費Ⅰ・固定費Ⅱ・固定費Ⅲ）：80回（20年間×年4回）

・業務委託費B（変動費Ⅰ）：80回（20年間×年4回）

※ 運營業務委託費は平成34年1月以降の支払となる。

イ 業務委託費A（固定費Ⅰ、固定費Ⅱ、固定費Ⅲ）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額の四半期分とする。なお、固定費Ⅲについては、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費Ⅲの事業期間中の総額は変更しない。

ウ 業務委託費B（変動費）の1回あたりの支払額は、四半期毎に行い各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

(2) マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る業務委託費の支払方法

ア 支払回数

・業務委託費C（固定費Ⅳ・固定費Ⅴ・固定費Ⅵ）：80回（20年間×年4回）

・業務委託費D（変動費Ⅱ）：80回（20年間×年4回）

※ 運營業務委託費は平成34年1月以降の支払となる。

イ 業務委託費C（固定費Ⅳ、固定費Ⅴ、固定費Ⅵ）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額の四半期分とする。なお、固定費Ⅵについては、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費Ⅵの事業期間中の総額は変更しない。

ウ 業務委託費D（変動費）の1回あたりの支払額は、四半期毎に各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4. 運營業務委託費の改定

1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については、以下の方法により運營業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと本市又は事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

(1) ごみ量変動

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設等

実績処理対象物量と事業者が提案した変動費単価Ⅰの積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

イ マテリアルリサイクル推進施設

実績処理対象物量（品目毎）と事業者が提案した変動費単価Ⅱ（品目毎）の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

(2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

2) ごみ量変動に基づく改定

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

運営変動費Ⅰについて、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費Ⅰ（円）} = \text{実績処理対象物量（t）} \times \text{変動費単価Ⅰ（円/t）}$$

各年度の改定は以下のとおり行う。

ア 各年度2月までは、前年度の年間処理実績量の1/12（ただし、平成33年度においては計画年間処理量の1/12×6）と変動費単価Ⅰの積により求めた金額を支払う。

イ 各年度3月は、当該年度の実績処理対象物量と変動費単価Ⅰの積により求めた金額と支払い済みの分（当該年度2月まで）の差額を精算する。

ウ 当該年度の実績処理対象物量は4月から3月の実績処理対象物量の合計（ただし、平成33年度においては10月から3月までの合計）を基本とするが詳細は本市と事業者で協議を行い定めるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、計画年間処理量及び変動費単価Ⅰでの金額を用いるものとする。

(2) マテリアルリサイクル推進施設

運営変動費Ⅱについて、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費Ⅱ（円）} = \text{実績処理対象物量（t）} \times \text{変動費単価Ⅱ（円/t）}$$

各年度の改定は以下のとおり行う。

ア 各年度2月までは、前年度の年間処理実績量の1/12（ただし、平成33年度においては計画年間処理量（品目ごと）の1/12×6）と変動費単価Ⅱの積により求めた金額を支払う。

イ 各年度3月は、当該年度の実績処理対象物量（品目ごと）と変動費単価Ⅱの積により求めた金額と支払い済みの分（当該年度2月まで）の差額を精算する。

ウ 当該年度の実績処理対象物量は4月から3月の実績処理対象物量の合計（ただし、平成33年度においては10月から3月までの合計）を基本とするが詳細は本市と事業者で協議を行い定めるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、計画年間処理量（品目ごと）の変動費単価Ⅱでの金額を用いるものとする。

3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- (1) 提案時点の平成30年度平均値を基準とし、表5に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表6に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- (2) 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本市と事業者で協議を行うものとする。
- (4) なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において本市とその妥当性について協議を行うことができる。
- (5) 各年度2月までは、改定前の運営固定費及び運営変動費を支払う。
- (6) 各年度3月は、物価指数の変動により改定となる当該年度の運営固定費及び運営変動費と支払済の分（当該年度2月まで）の差額を精算する。

表5 物価変動に基づく改定に用いる指標

区分		改定の対象となる費用	指標
エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託費A	固定費 I	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／千葉県平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 II	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
・その他		「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）	
マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託費C	固定費 III	・補修費等	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」（日本銀行調査統計局）
エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託費B	変動費	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託費D	変動費	・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

4) 改定の条件 運営業務委託費の支払額

改定の条件 運営業務委託費の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定

を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。毎年、9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、10月末までに見直しを行い、翌年度の運営業務委託費を確定する。改定された運営業務委託費は、改定年度の翌年の第1期支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運営業務委託費の改定時期は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、平成34年9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、平成34年10月末までに見直しを行い、平成35年度の運営業務委託費を確定する（比較対象は平成30年9月末時点で公表されている指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運営業務委託費は、平成33年度の第1期支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

表6 運営業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営業務委託費	F_t	入札時に提示される平成[t]年度の運営業務委託費。
改定後の運営業務委託費	F'_t	物価変動等に基づく改定後の平成[t]年度の運営業務委託費。
前回改定時の物価指数	I_t	表4に示す指標の平成[t]年度の平均値。
改定時の物価指数	I'_t	表4に示す指標の平成[t]年度の平均値。

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I'_t}{I_t} \quad \left(\text{改定率} : \frac{I'_t}{I_t} \right)$$

注記：改定が行われるまでの前回改定時の物価指数は、契約締結時の物価指数

入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について

1. モニタリング目的

本施設の運營業務に対するモニタリングは、本市と運営事業者が協力し本施設が運営期間中一定の水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、運營業務委託費を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

本施設の運営期間中に本市が要求する一定以上の水準を保つための措置は図1に示すとおりである。

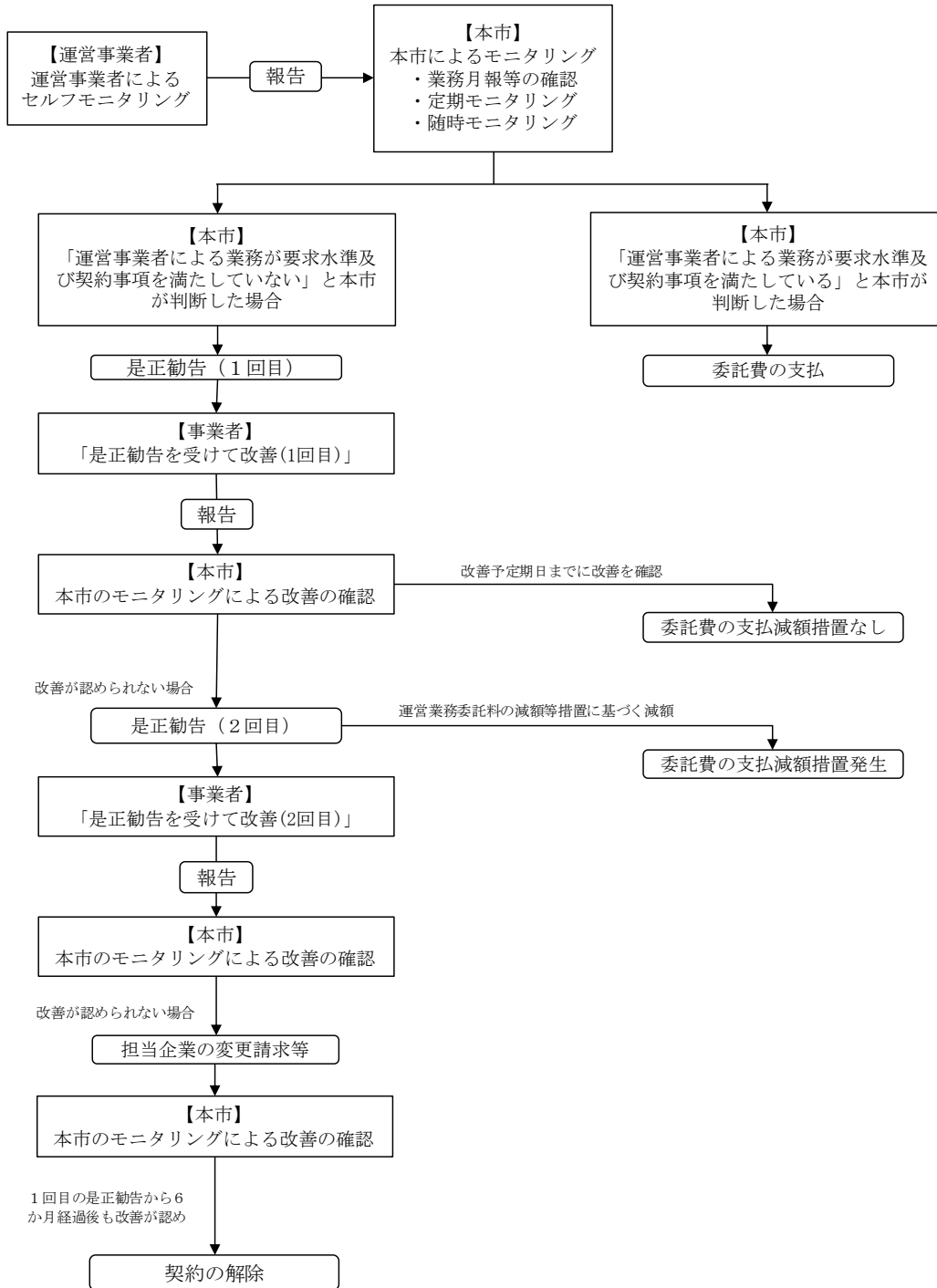


図1 是正措置の考え方

3. モニタリングの方法

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングと本市が行うモニタリングで構成する。

1) 運営事業者のセルフモニタリング

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ① モニタリングの内容
- ② モニタリングの実施時期及びモニタリング箇所
- ③ モニタリング実施組織
- ④ モニタリングの結果の記録様式
- ⑤ モニタリングの報告等の手続き

(2) セルフモニタリングの実施と報告

運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書承諾後、実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施すること。

2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

(1) 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運営業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

(2) 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、定期モニタリングとして月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。

また、随時モニタリングとして必要に応じて、本施設の現場調査を適宜実施して確認する。

4. 業務の改善についての措置

1) 是正勧告

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(1) 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。

運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

(2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の報告した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(3) 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタ

リングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(3) 是正勧告（第2回目）

本市におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4) 業務担当企業の変更等

第2回の是正勧告により作成した業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

(5) 契約の解除等

本市は、上記(4)の業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

2) 運營業務委託費の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す委託費の減額措置を行う。

- (1) モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運營業務委託費（固定費I）を減額する。
- (2) 運營業務委託費の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費Iの10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費Iの減額の限度は、50%とする。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、(1)、(2)によらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費Iの10%を減額する。

3) 運營業務に係る対価の返還

運營業務委託費支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務委託費が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運營業務委託費に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき運營業務委託費を本市が運営事業者に支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

入札説明書添付資料-7 リスク分担

本事業のリスク分担については、以下に示すとおりである。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	(2)	本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		(3)	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(4)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(5)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	政治リスク	(6)	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	許認可リスク	(7)	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		(10)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	議会リスク	(12)	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	周辺住民対応リスク	(13)	本市が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○	
		(14)	事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○
		(15)	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償リスク	(16)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		(17)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(18)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
	用地リスク	(19)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	資金調達リスク	(20)	事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○
		(21)	本市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	
	金利変動リスク	(22)	金利変動に伴う事業者における資金調達費用の増大に関するもの		○
		(23)	金利変動に伴う本市における初期投資に係る資金調達費用の増大に関するもの	○	
	物価変動リスク	(24)	設計・建設・運営期間中の物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減に関するもの		○
		(25)	設計・建設・運営期間中、一定範囲を超える急激な物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減に関するもの	○	
	不可抗力リスク	(26)	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用		○
		(27)	上記を超えるもの	○	
	債務不履行リスク	(28)	事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○
		(29)	本市の債務不履行、支払遅延等に関するもの	○	
	事故発生リスク	(30)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するもの		○

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
設計段階	測量・調査リスク	(31)	本市が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		(32)	事業者が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	設計変更リスク	(33)	本市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	
		(34)	事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○
	計画変更リスク	(35)	本市の事由による計画変更、遅延に関するもの	○	
	建設着工遅延リスク	(36)	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
(37)		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	
建設段階	工事費増加リスク	(38)	本市の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○	
		(39)	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延リスク	(40)	着工後の本市の指示等、本市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		(41)	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	一般的損害	(42)	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
	試運転・性能試験リスク	(43)	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
(44)		試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
運営段階	運営開始遅延リスク	(45)	本市の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(46)	上記以外の要因に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	(47)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(48)	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(49)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(50)	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(51)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・建設の瑕疵によるものを含む)		○
	不適物処理リスク	(52)	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	施設設備損傷リスク	(53)	施設設計・施工に関するもの		○
		(54)	施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		(55)	運営不備に関するもの		○
		(56)	収集車に関するもの	○	
		(57)	警備不備等による第三者の行為に関するもの(想定できない第三者の行為に関するものは除く)		○
		(58)	事故・火災等に関するもの		○
焼却灰等処分地確保リスク	(61)	(59)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合)	○	
		(60)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合)		○
施設瑕疵リスク	(62)	事業期間中における施設瑕疵に関するもの	○		